

総合科学技術会議  
第 69 回生命倫理専門調査会議事概要（案）

日 時：平成 24 年 10 月 11 日（木） 15：31～17：07

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 第 3 特別会議室

出席者：（総合科学技術会議議員）

相澤益男、奥村直樹、青木玲子、今榮東洋子、中鉢良治  
（専門委員）

青野由利、阿久津英憲、位田隆一、加藤和人、田辺功、  
玉井真理子、樋口範雄、町野朔、森崎隆幸、吉村泰典

事務局：倉持隆雄統括官、吉川晃審議官、山本順二参事官、北窓隆子参事官

議 事： 1. 開 会

2. 議 題

（1）前回議事録の確認

（2）今後の議論の進め方について

（3）第 9 回 Global Summit of National Ethics Committees の報  
告

位田隆一同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科  
特別客員教授

（4）生命倫理に関する海外調査の実施について

3. 閉 会

（配布資料）

資料 1 第 68 回生命倫理専門調査会議事概要（案）

資料 2 生命倫理専門調査会における今後の議論の進め方（案）

資料 3 第 9 回国家生命倫理委員会グローバル・サミット

資料 4 諸外国における生命倫理に係る法制度の現状と最近の動向に関  
する調査

参考資料 1 最近の研究動向と生命倫理上の検討課題に関するヒアリングの  
概要

参考資料 2 最近の研究動向と生命倫理上の検討課題に関するヒアリングの  
概要（第 65 回～第 68 回）

参考資料 3 専門委員及び専門調査会の設置について

参考資料 4 ヒト胚に関する議論の経緯

議事概要：

(相澤会長) それでは、ただいまより第69回生命倫理専門調査会を開催させていただきます。

大変お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

まず事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

(山本参事官) それでは、お手元に配布してあります資料のご確認をお願いいたします。

きょうの議事次第、それから座席表がございます。議事次第の裏側にきょう配布しております資料の一覧がありますが、資料としては資料1から4、参考資料が1から4までございます。合計8種類の資料がございますが、不足などがございましたら、お知らせください。

以上です。

(相澤会長) それでは、議事を始めさせていただきます。

最初に前回、68回の生命倫理専門調査会の議事録の確認です。

資料1のとおりですが、各委員のご発言につきましては事前に送付してご確認いただいておりますのでございます。全体できょうご承認いただければと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、本日の議題の最初に入ります。

まず本日の議題は、今後の議論の進め方についてであります。

これまでいろいろと最近の研究の状況についての課題についてヒアリングをしてまいりました。

本日は、今後それらをもとに議論を進めていくわけですが、その進め方についての意見交換をさせていただきます。

意見交換に先立ちまして、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(山本参事官) それでは、資料2に基づいてご説明をいたしますが、先ほど相澤会長からご紹介ありましたように、この生命倫理専門調査会では昨年9月から外部の専門家の方に最近の研究の進捗状況などについてヒアリングをしてまいりました。

そのヒアリングの概要については、本日お手元の参考資料1というのと参考資料2という2つの資料にまとめておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

参考資料1というのが9月、それからことしの1月の2回に分けて行ったヒアリングの概要、それから参考資料2というのがことしの4月以降に行ったヒアリングの概要をそれぞれまとめたものというものでございます。

それでは、資料 2 でございますが、今までこの調査会でもってヒアリングをしてきた結果であるとか、あるいはこれまでにこの調査会で議論していただいたことをもとに、事務局で今後この専門調査会で議論していただきたいという内容の事項について整理をしたものが資料 2 でございます。

まず議論を進めていく上での基本的な考え方でありまして、この総合科学技術会議においては、平成 16 年に研究におけるヒト胚の取扱いについての基本的な考え方という意見というのをまとめておりまして、これが現在のクローン法、あるいは指針に基づくさまざまなこのヒト胚を取り扱う研究の運用に当たっての基本的な考え方になっております。

この中では、ここにありますように、この研究の科学の進展であるとか、あるいは社会の変化の中で見直しを行うことも必要であるということが書かれておりまして、今後、最近の研究の進展などを見ながら、あるいは社会の動向なども踏まえて、このヒト胚の取扱いについてどのように見直しをしていくかというのが今後の課題ということになっておりまして、具体的には以下に述べますような、今までヒアリングしてきたような個別の課題についてどのように対応していくかということについて検討していくということとともに、そうした議論を通じて、もう少し大きな立場から日本の現在の関連の仕組みについて今のままでいいのかどうか。どういう課題があって、これについてはどういう今後のあり方について考えられるのかということに関しても議論を進めていく必要があるのではないかとというのが今後の進め方についての基本的な方針というものとしてお示しをしております。

2 番目に、今のところ、これまでいろいろなヒアリングなどをしてきて、今後この場で議論をしていく必要があると思われることについて、こちらで現時点で考えられるような幾つかの論点といいますか、検討事項についてまとめたものであります。

(1) が個別の課題についての議論というものでありまして、ここには以下①から⑦までの項目が示されております。

順次ご説明をいたしますが、この①から⑦までのものについて、これをこの順番に議論するとか、あるいは全部議論していくというよりは、むしろ今後の今までのヒアリングをした研究の進捗状況であるとか、あるいは諸外国でこんなものについてどのような規制制度を設けて規制をしているのかというような諸外国の動向なども勘案しながら、どういう項目について議論を優先的に進めていくかを判断して議論を進めていく必要があるのではないかとこのように考えております。

この中で、①から③というのは、今までヒアリングをしてきた個別の研究に

関する進捗状況に伴う課題でありますけれども、これについては、個別には後ほどまたご説明をいたしますけれども、現在の指針に関して、指針の見直しをする必要があるかどうかということも含めて議論する必要がある事項でありますので、その見直しの要否に関しても含めて、この①から③の項目については検討していく必要があるというものであります。

④以降の項目というのは、これも後ほどご説明をいたしますけれども、こうした個別の課題の議論を通じて、さらにヒト胚の取扱い全般に関して見直しをする必要があるかどうかということに係る問題であるということでもあります。

まず、①でありますけれども、これはES細胞であるとか、iPS細胞から作成をした生殖細胞を使って、さらにヒト胚を作成することに関するものであります。

ES細胞、iPS細胞から生殖細胞を作成するということに関しては、平成22年にガイドラインの見直しを行って、指針の見直しを行いまして、作成することができるということになっているわけですがけれども、その際に生殖細胞からさらにヒト胚をつくるかどうかについては、さらに研究の進展の状況を待つて検討していくべきことであると整理をしているところであります。

これに関しては、昨年京都大学の研究グループがマウスのiPS細胞を使って精子を作成したという研究が成功したという報告がなされておりますし、それから先週ですけれども、同じ研究グループが今度はマウスの卵子についてもiPS細胞から作成したことを報告したことが報道されております

このような研究の進展状況を勘案すると、総合科学技術会議としても生殖細胞からヒト胚を作成することについてどのように取り扱っていくのかということとを議論を始めておく必要があるということで、この項目を挙げているというものであります。

これについて、まずヒト胚の作成を認めるべきかどうかというのが第1の検討課題でありますけれども、さらにヒト胚作成を認めるとなった場合に、その取扱いについてどうするかということもあわせて議論をしておく必要があるということでございます。

次に、②でありますけれども、動物性集合胚に関する研究についての問題であります。

動物性集合胚というのは、動物の胚に人間の細胞、具体的にはiPS細胞などを使う場合が多いわけですがけれども、これを入れてつくるというものであります。

動物の体内でヒトの臓器を作成する研究を進めていくために動物性集合胚を作成するというものでありますけれども、現在の指針においても動物性集合胚

を作成すること自体は認めています。

これについては、ここにありますがけれども、現在の取扱いとしては研究の目的とか取扱期間などについていろいろな制限があるということ。さらに、一番大きな課題としては、ヒトや動物体内に動物性集合胚を移植をすることが禁止をされているということでもあります。

これについては、現在いろいろな研究の進展状況から見て、ヒトの動物性集合胚を作成するという研究が進みつつあるという状況で、さらに体内に移植をするということについても、この総合科学技術会議で議論を始めておく必要があるということで、この2番目のテーマをここに挙げているものであります。

したがって、動物性集合胚の現在の取扱い、特に体内への移植についてどういうふうに考えるかということが一番の問題でありますけれども、加えて、動物体内に移植を認めるとした場合に、どういう場合でもそれを認めるということなのか、それとも移植ができる範囲といたしますか、動物の種類とか作成する器官とか臓器——ほかにもいろいろあるかもしれませんけれども、そういうものについて一定の制限を設けるといようなことが適当なのかどうか。あるいは、そもそもそういうことが技術的に可能なのかどうかということについても議論する必要があるというふうに考えております。

さらに、ヒト臓器を作成するというのは、まだかなり先の話かもしれませんがけれども、ヒト臓器を作成をして、その取扱いをどうするか。あるいはそれを移植医療に将来使うとなった場合にどういう問題があるのか。さらに、そもそも動物をヒト臓器の作成に利用するということについて、何か問題はないかどうかというようなことも含めて今後議論していく必要があるというふうに考えています。

次の③、新たなヒト胚作成技術というものですけれども、これは昨年10月にアメリカで発表された研究でありますけれども、ヒトの卵子の核を除核をしないで、それにほかのヒトの皮膚の細胞の核を移植をしてヒト胚をつくって、そこからさらに多能性細胞をつくったという研究が発表されたというものであります。

いわゆる人クローン胚というものは、卵子から除核をして、それにほかのヒトの核を移植してつくるといもので、ご存じのように、人クローン胚というものはまだ作成できていないわけですがけれども、このアメリカの研究ではクローン胚ではないですが、除核をしない卵子にほかのヒトの細胞を加えることによって——したがって染色体は3対ある3倍体というものでありますけれども、それを作成をして、さらに多能性細胞をつくったと、そういう新しい研究が発表されているというものであります。

これは、現在の日本の法律、あるいは指針では規制の対象にならない新しい胚ですけれども、これもヒト胚の一種であるということから、現在日本では文部科学省の通知で研究をしないということになっているものであります。

これについては、総合科学技術会議でこの取扱いについて結論が出されたところで、その取扱いについては見直しをするということになっておりますので、こうしたヒト胚についてどういう取扱いをしていくべきなのかどうかについても、この総合科学技術会議で議論する必要があるというものであります。

① から③までが今までヒアリングを何回かしたものでありますけれども、そうした個別の課題に加えて、さらに④番目以降として幾つかの課題を挙げております。

④番目がその他の特定胚の取扱いということでありまして、現在、クローン法、あるいは指針では特定胚というのは全部で9つありますけれども、そのうち実際に作成することができる、当面は作成できるとされているのが人クローン胚と動物性集合胚の2種類で、ほかの7種類の特定胚については今作成できないという状況になっておりますけれども、現在作成できないというふうになっている特定胚について、技術的に、あるいは科学的な意義ということからして作成すべき、あるいは作成することが求められているというものがあるのかどうか。あるとすれば、そういうものを認める必要があるかどうかということについて、この際点検をする必要があるのではないかとすることが④番目の項目であります。

次に、⑤番目でありまして、こうしたいろいろなヒト胚、あるいは特定胚の取扱いに関しての作成、あるいは取扱いの是非についていろいろ議論するという、そのもとになっているのが平成16年の基本的な考え方で示されたヒト胚の取扱いについての基本原則でありまして、これはヒト胚というのが生命の萌芽であるということから、原則研究目的であっても取り扱うことはできない、例外的に一定の要件を備えている場合について認められると、こういうことになっているわけですけれども、具体的には科学的合理性と、それから社会的妥当性と、それから人に対する安全性、この3つの要件が満たされた場合についてのみ例外的に許容できるということになっていまして、その結果として、現在では動物性集合胚のほか、生殖補助医療研究のためのヒト受精胚の作成と、それから再生医療、具体的にはES細胞をつくるための人クローン胚の作成する場合だけが例外的にヒト胚の取扱いを認められているという状況になっています。

ただ、今見てきたような、いろいろな最近の研究の進展状況などを見て、これまでの現在の基本原則をこのまま踏襲することが適当なのか、あるいはもう

少しそれを見直しをしていくことが必要なかどうか、あるいは見直しをする場合には、どのような原則を次に考えるべきなのかということが、その次の課題として挙がっているものであります。

6番目がヒト胚を利用した臨床研究。従来、あるいは平成16年の基本的な考え方を検討した時点では、まだ臨床段階の研究というのがまだまだで基礎研究を中心にした議論であったわけですがけれども、ヒト胚を利用した臨床研究、あるいはES細胞、iPS細胞などを使った臨床研究などが具体的に進みつつある状況のもとで、臨床研究に関して、この総合科学技術会議でもってどういふふうに議論をする必要があるかどうかということについても、ここで検討していく必要があるのではないかとということが6番目の臨床研究についての取扱いというものであります。

それから、そのほか。従来、総合科学技術会議ではヒト胚の研究を中心にしたことが議論されていたわけですがけれども、この調査会の場でもしばしば今までも何回か議論をされてきたように、ヒト胚以外のいろいろな生命科学の研究に伴うような倫理上の問題についてもここで議論すべき項目というのがあるのではないかと。それはどういうもので、どういうふうにここで議論していく必要があるかというのが7番目のその他というものであります。

ここまでが大体個別の課題、あるいはその延長線上の議論でありますけれども、さらにそれに加えて、今後の制度の在り方となっておりますけれども、この研究に伴う、あるいは研究に関連した生命倫理に関する制度の在り方について、今の枠組みを超えたものが必要になるのかどうかというようなこともあわせて考えて、含めて考えていくということも必要ではないかということで2番目、  
(2) 今後の制度の在り方に関する議論というのをここに挙げております。

具体的には①にありますように、そもそも今の制度でどういう課題があるかということをも整理をした上で、その課題の内容としては、法律であるとか指針の体系に関する課題もありましょうし、その運用の体制、あるいはさらに関連した制度についてどのような課題があるかということ整理をした上で、新たな枠組み、あるいは現状の枠組みのやり方の運用の改善がいいのか、そういったことも含めて、もう少し大きな視点から制度全体のあり方について議論する必要があるのではないかとということでもあります。

以上が大体事務局として今考えている今後の検討事項でありますけれども、あわせて検討のスケジュール、ここについてもきょうご意見をいただきたいと思いましたので、あえてここに書いておりますが、きょう今後の議論の進め方について意見交換をしていただくということになっていきます。

次回以降の日程は、まだ現在調整中でありますけれども、きょうの議論など

を踏まえまして、この論点ごとに議論していくのか、あるいはもう少し別のやり方で議論するのは、きょうもまたご意見をいただければと思いますけれども、それぞれについて議論をした上で、どのくらいの時期ということは今のところまだ明示はできませんけれども、それぞれの項目について——全部の項目を議論したところで整理をするというよりは、むしろ、幾つかの項目について例えば議論して、ある程度議論を尽くされたと思ったところでまとめるというやり方もあるかと思っておりますけれども、そういう形で中間整理をして公表した上で、さらにパブリックコメントなどで一般の方からの意見を伺いながら、さらに議論を深めていくということにしてはどうかというふうに考えております。

事務局から資料2の説明は以上のとおりでございます。

(相澤会長) ありがとうございます。

これまで数多くのヒアリングを進めてまいりましたが、研究の進捗状況が非常に早いという印象を皆様も持たれたのではないかと思います。

今回の山中教授のノーベル賞受賞、その勢いの中で、特にiPS関係のいろいろな研究の進捗状況もあり、先ほどの事務局の説明にもありましたように、マウスではありますがiPSでの卵子もつくることができたということで、こういうような研究の進捗状況をかんがみながら、これから生命倫理の観点からの問題点を整理しつつ、今後どういうふうにならぬ取扱いを進めていくかということで議論に入りたいと思います。

そこで、まず現時点で想定される主な論点ということで、先ほどの個別課題に対する7項目の説明がありました。これは前半の①から③のところまでが1つのくくりになるところであり、そしてその次の④、⑤というところが次の段階のくくり、それから⑥は今まで基礎研究中心で進めてきているけれども、臨床研究に少し拡大していくべきではなかろうかというところでもあります。

本日はこういうような論点の整理をもとにして全般的な意見をお伺いし、そして今後の進め方にまとめていきたいというふうに思います。

そこで、今の資料に基づきまして、ご意見を伺わせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

切り出しのご発言が難しいのかもしれませんが、位田先生、これまでの流れからただいま私が申し上げたように研究の進捗状況が非常に早いということ踏まえていかがでしょうか。前回1つの結論まで来たわけですが、その先を行くというときに、このような整理で果たしていいのかどうか。そういうジェネラルなところからご発言いただければ後の方が発言しやすいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

(位田専門委員) 何かからお話ししようかなと思うんですけれども、平成16年の

意見を議論したときに、井村会長の時代でしたけれども、ヒト胚に関するいろいろな問題が出てくるのが想定された。とりわけクローン法では9種類の特定胚という形で定められていて、研究が進んで、それぞれの可能性が出てきたときに、一つ一つ、この言い方をかりれば個別に議論していくというよりは、ヒト胚全体としてどういうふうにか考えるのか議論しなければならない。つまり、一般論、もしくは基本原則みたいなものを打ち立てて、その上で、それぞれさまざまな種類のヒト胚ができてきたときに、その応用問題として処理をするべきではないか、というふうに井村会長に申し上げたことがあります。

それと同じことを今回も申し上げることができるんじゃないかなと思うんですけれども、ES細胞からの、もしくはiPSも含めて、いわゆる多能性幹細胞からのヒト生殖細胞、それから動物性集合胚——ヒトにはならないので若干違うかもしれませんが——それからそれ以外でも先ほどお話がありました除核しないままの未受精卵に核を入れて、そこからまた胚をつくる。これからも実はここに出てきていないような胚の作成方法は出てくるかもしれません。仮に、1つを禁止すれば、それにかわる何かを見つけるというのが本来の科学でしょうし、iPSもある意味ではそういう側面もあったかと思います。けれども、そういうふうに行っていると、ある意味ではモグラたたきというか、イタチごっこというか、いつまでたってもその議論が終わらない。私の考え方では、日本がヒトの胚、もう少し大きく言えば、ヒトの生命の始まりについてどういう基本原則を打ち立てるのかということから本来なら議論をするべきだろうということです。その場合には、単にヒト胚、もしくは受精胚ということだけではなくて、この専門調査会の権限の範疇ではないのかもしれませんが、生殖補助医療とか、そういったものも含めて、ヒト胚ができる可能性があるとする、それはすぐに生殖補助医療なり不妊治療なりにつながりますので、研究ということだけを考えるのではなくて、もう少し幅広く考えて、ここで基本原則を議論して、その後でそれぞれのいろいろな問題が出てくれば、その基本原則に照らして、これはやってもいい、もしくは、これはこういう形で制限をする、この方法ならいいけれども、これはだめだという結論を出せばいいのではないかとこのように思います。

そうでないと、前もそうですけれども、例えば3前核胚どうするかとか、いろいろな種類の胚が出てきて、クローン胚は幸か不幸かまだできていませんけれども、クローン胚をもしだめだと言え、また別の胚ができるでしょうし、いいと言ってもクローン胚をつくるのは難しいから、それにかわる何かの手だてとして3前核胚をつくられるようなところもあります。一番重要なのは人の生命の始まりについて日本の社会としてどう考えるかという基本原則からまず

議論をすることだろうと思います。

そういうふうに申し上げると時間がかかるんじゃないかというふうにおっしゃるんだらうと思います。けれども、一方でそういう議論をきちんとやりながら、いろいろ新しく出てくるヒトの胚、さまざまな種類のヒトの胚、もしくは生殖細胞等について同時並行的に考えるという形でこの専門調査会で議論していただければ、今後の研究の進展に対しても適切に、そして適時に対応ができるのではないかというふうに考えております。

(相澤会長) 極めて原則論にのっとったことでご意見がありました。

ただいまの位田委員のご意見にも、さらにいろいろとご意見もあるかと思えます。発言を誘導していただくということでしたので、どうぞほかの方からご発言いただけますでしょうか。

田辺委員。

(田辺専門委員) 山中先生の i P S のノーベル賞というのは、本当に国民を元気づけるような快挙であったというふうに思います。

それで、これからは山中先生がおっしゃるように、やはりどうやって臨床の場に広げていくかということが大きな課題になると思います。

それで、日本生まれのこの技術、放っておいても、いずれ臨床応用というのは進むとは思いますが、しかし、それを生んだ日本そのものが余りにも多くの規制があって、十分な研究があちこちで制限されるというようなことは、やはりできるだけ避けるという意味では、このヒト胚の取扱いの基本原則というのは、どちらかといえば、研究を縛るという観点が非常に強いというふうに思います。

ですから、この項目の中で中内先生らの研究等をお聞きしますと、動物性集合胚等の研究というのは、もっと臓器を直接つくるという技術、その基本的なものできているわけですから、それを実際に応用できないという現状というのは、やはり研究者の意欲をそぐような要素のほうが多いと思います。

倫理的な問題というのは切りがないわけですが、それでも、今の現時点と、それから将来ということを見通したときには、もっと研究しやすい、そういう全体としての緩和というものが、私は国民の多くはそれを求めるんじゃないかというふうに思います。

日本の研究者が目を見かねると物すごくひどいことをして、むちゃくちゃにするというようなことを多くの国民が懸念しているというふうには私は思っていないので、また私はメディア関係ですが、メディアも余りにもささいなことであつたり、不合理な言論を張るというようなことでなく、もっと役に立つ、本当に不幸な人が救われるような、そういう方向に持っていくべきではないかとい

うふうに思うので、私はできるだけ——法律的には気になられる専門家、あるいは法的、倫理的には気になられるんだとは思いますが、しかし、もっと研究者がやりやすい、そういう環境をつくれるように、できるだけ規制は少なくしたほうが良いと思います。

あらゆる分野で、日本はよく言われますが、やはり規制が非常に多い、不要な規制が多いという感じがするし、私、この調査会に既に平成16年のときにはおりませんでしたので、それをお聞きしていると、ちょっと縛り過ぎの感があるというふうに思っています。率直に言って、一般国民の多くはそう感じるのではないのでしょうかと思います。

(相澤会長) 町野委員。

(町野専門委員) 要するに、どれだけの議論をこの時間とるわけですか。

まず私が今考えているのは、皆さんいろいろこのところでしゃべってみるのが私は必要じゃないかと思うので、そういう観点からでよろしいですか。

では、今の田辺委員の議論に続けて、非常に簡単に。

どういう点が規制が無用で多いというぐあいに具体的にお考えなんでしょうか。

(田辺専門委員) 例えば、動物性集合胚。ヒトの細胞を動物体内へ移植というのが禁止されているような状況は問題ではないかと思います。

(町野専門委員) というのは、これを解禁したほうが良いと。問題はまずないと。私の物の言い方というのは、非常にこういう調子で物を言いますのでお許しいただきたいと思いますが。

といいますのは、i P Sについては、けさの新聞報道で臨床研究がされるようになったと。それに対して、日本では規制が強過ぎるんじゃないかという議論がマスコミの間に強いわけです。私は実はそうは思わないところがあります。

他方では、こちらのほうのヒト胚の取扱いのあり方については、あるところではかなり無用の規制が多かったことは事実だと思います。そういうことを考えたときに、今おっしゃられている動物性集合胚のときにヒトの体内に移植することがどこが問題といいますか、要するにこれを規制するのがおかしいと考えられる理由です。それは今の段階で結構ですけども、教えていただけますと、議論がかなり先に行くだろうというぐあいに思います。

動物の体内にしる、そうです。これ体内に移植というのは禁止するというのは、クローン胚のクローン法をつくったときにみんな考えた話で、つまり出生に至るものを避けるために体内移植をやると。ただ、最初に事務局の段階でつくっていたのは、出生させる目的で体内に移植するという案であったわけです。しかし、そういうような主観的な目的をつくるということは、刑法じゃあるま

いし、これは技術法なのだから、そのようにすべきじゃないと。客観的にすべきだというのが、法務省だとかいろいろなところの考えで、今のように目的がとれただけで、しかし、意図としては、出生を避けるためのそれなんですよね。ということなんですから、出産させることに結びつくからいけないという考え方なんですけれども、そのことについてのご議論なんですか。

(田辺専門委員) いや、出産に結びつくということは禁じるという可能性はあっていいとは思いますが、ただ、今の具体的な技術というのは、人間の臓器を動物につくらせるということですから、しかも、それは特定の遺伝子をロックダウンしてやるという技術ですから、丸ごとキメラ人間が、キメラ人間ブタができてそれが暴れるというような可能性はないわけですから、そういうところが、それができないで、2年間でしたか、もっと前に一応できているのに、それ以上は進められないと、日本では。ということは、じゃ、アメリカでやればいいということかということかということかということか。

(町野専門委員) もうこれでやめますけれども、要するに今のお考えですと、クローン技術規制法だとか、そちらを改正して、体内移植をとというのは、もとに戻って出産させる目的で体内に移植することは禁止すると。それ以外のものについてはオーケーにしろという、法律の改正案ということですね。

(田辺専門委員) それも含みますね。

(町野専門委員) ほかに何かありますか。いや、「含む」とおっしゃられたので。法律の人間って、かなりそういうことが気になるので。「等」とか何とかそういうことを言われると。何かほかにあれば教えていただきたい。

(田辺専門委員) いや、すぐには思いつきませんが、よく考えてみます。でも、最低ではそういうことです。個体でなくて臓器用という範囲であれば、たとえどういう臓器であっても大丈夫じゃないかというふうに思います。これが法律家だと今度は脳ならどうなんだと。その脳を云々ということになるかもしれないかもしれませんが、そんなに簡単にすべての臓器が簡単にいけるというようなものではないので、やはり当面はそういう「どんな臓器でも」ということをうたっても問題はないと思います。

(相澤会長) 加藤委員。

(加藤専門委員) 何をどのように議論するかという話に戻って、意見を2つ言いたいと思います。

位田先生が最初に原則をしっかり議論すべきであるとおっしゃったんです。それは私は基本的に同意します。ただ、原則を議論するために議論をするのか、それとも個別の問題を議論しながら原則をまとめること、変化させていくことを議論するのかというのは、具体的には少し変わってくるんじゃないかという

ふうに感じています。

どちらかという、私は個別の課題です。例えば、きょう出ているような1から3のような課題を議論しながら、そこからヒト胚の基本原則がどのように変化しないといけないのかというのを議論するというような、そういうやり方がいいのではないか。だから、基本的には位田先生に同意しているんですけども、やり方が違うということを提案したいです。

それともう一つは、原則を議論するとき——もう一つじゃない。1つ目の2つ、1の2なんですけれども、原則として、何をどういう網の中で議論すべきかはいろいろな考え方があると思うので、そこはなかなか難しいだろうなと思います。

具体的に申し上げますと、私は動物性集合胚の問題は、ヒト胚の問題というよりも、もう少し異なる——それは位田先生も先ほど一言おっしゃいましたが、違う枠組みで議論されるべきものではないかというふうに思います。それが1点目です。

もう一点目は、では具体を議論しながら原則議論すること、どのようにやるのかということなんですけれども、それに関しては、科学研究の進展、科学・医学研究の進展を相当しっかりと見てやる必要があるのではないかと。これはもう全員了解していることなんですけれども、本当に早いので、どこからやるかというのは思います。

その点において具体的に申し上げますと、私は動物性集合胚の問題のほうが早いのではないかと。先に議論すべきではないかと思っていて、それは本当に動物の研究はすごく進んでいます。

その次に、生殖細胞の形成というふうに。それは、斎藤先生に聞けばわかることなんですけれども、ヒトへの応用というのは、いろいろな研究がなされないとまだ進めることができないということをおっしゃっているので、そういう位置づけだと私は思っています。

ですから、考え方として、そういうものを意識することが重要なのではないかと。

以上です。

(相澤会長) それでは、そのほかの……。

どうぞ、森崎委員。

(森崎専門委員) 私も基本的には最初の位田委員の言われる原則のことを考え直す時期に来ているのではないかという考え方に同意をしています。

それは、個別の1、2、3——ただいま加藤委員が言われましたように、個別の事象を考えると、これだけ研究が進展したのだから、規制はできるだ

け外すべきというところの「できるだけ」というところをどこに持ってくるかということを経験し、また考える際には、やはりどこを線引きしてという考え方がないと、それすらできないのではないかと。もし、それがないとすれば、原則は不必要である。すなわち、規制は全くしなくてよろしいという考え方になるかと思いますが、それが妥当とは私としては考えにくい事柄ですので、やはり個別の事例を可能にする手当てとしては、基本的な考え方どうするのかというところが必要であると考えます。

その上で、現在の原則が適切かどうかというのは当然問題になりますし、そのレベルをどこに置くのか、どこまで記述するのかということについても、当然のことながら、現在比較的早く議論をすべき個別事例のみならず、研究の進展に伴って次に起こるであろうということへ当然含まないと、また振り出しに戻ることが十分考えられます。

したがって、個別の事例、どれを優先すべきかというのは、きょうの時点と、あるいは半年、1年後の時点で変わるかもしれませんが、個別の事例のみを考えるのではなくて、どこに原則を置くのかということを経験し、当然並行して考える必要があると思います。

もう一点、私自身も研究者の立場でもございますので、その点から申し上げると、全くガイダンスがない状態で研究が本当にできるのかということ、それは異なる考え方があるかと思いますが。

逆に言うと、どこまでの線引きということは適切に示されるほうが研究者としてもどのような方向でどう進めるのかということに、ある意味では大きな下支えになることが考えられますので、逆にきちんと基本的な原則、考え方の原則というものが、もし煮詰まれば、そのこと自体は研究の阻害というよりは、むしろ方向としてはいい方向への発展が期待できるのではないかと。これは自分自身への期待でもありますし、研究者がそうやってほしいということでもありますけれども、そういう考えを持っております。

以上です。

(相澤会長) そのほか。

どうぞ、町野委員。

(町野専門委員) 私は、ヒト胚とは何ぞやとか、ヒト胚の道徳的価値とか、ヒトの命はいつから始まるかを一番最初にスタートさせるということについては経験に基づいて、かなり賛成しかねるところがあると。

クローン技術規制法のと看、問題をかなり混同した人がおまして、あれはヒト胚の保護だと考える人がいた、これはこちらで申し上げたことです。

これは、ドイツのEmbryonenschutzgesetzがヒト胚の保護法の中に、クロー

ン、キメラ、ハイブリッドの禁止が入っていたために混乱が生じたということがあると思います。

したがって、そちらのほうのあの当時の議論で、まずヒト胚の保護の項からクローンの問題を規制すべきだという、そういう法案が1回出てきたことがあります。当時の民主党からの案でございます。これは恐らく使い物にならなかったと、簡単に言うと、そういうものだったと思います。

そして、その後で、この生命倫理専門調査会のところの議論のスタートもヒト胚の生命の保護が地位に云々ということで、そこから始めろということがあったので、そこからやろうとしたんですが、ほとんどにっちもさっちもいかなかったということがあります。

もちろん、人の生命とは何ぞやとか、人の生命をどのようにして保護しなきゃいけないかというのは基本的な問題ですけれども、それが解決つかなければ先に進めないということだったら、恐らく一步も先に進めないだろうというのは経験です。

そして、ウォーノック・レポートだとか、そういうものを見ておいても、人の生命はいつから始まるかということは、かなり括弧の中に入れられた議論の上できちんと問題を整理しているというところがあります。

そのようなことを考えますと、先ほどの加藤委員のおっしゃられたように、もちろん、基本的な問題をのけて通るわけにはいかないことは確かです。しかしながら、個別的な問題、このところで事務局が整理されました1から3までの問題、これを含めて、そのうちの緊急性の高いものから議論を初め、その過程で、はて、動物性集合胚って、これは人の命なのかよという議論をするというのが恐らく妥当なんだろうと思います。そういうような格好でやっていかないとうまくいかないだろうと思います。

この生命倫理専門調査会のこちらの報告書自体もこれが出発点であると言われたものの非常に最初はブロードな感じですが、ただ、議論しているのは、たった2つしかない。

1つはクローン胚の作成の問題です。もう一つは、ヒト受精胚をつくって、それを実験するという、実験目的でつくることを認めるかと、その2点しか実はない。こうしなければ、恐らくまともな報告書はできなかった。それであっても、これでもまともでないという議論があるぐらいですから、私は「ヒト胚とは何ぞや」というのは、かなり不毛な議論に終わるとというのが私の経験でございます。

(樋口専門委員) いろいろな方のご意見を聞いているほうが私にとっては勉強になって、もう少し黙っていたほうが本当はいいんですが、一番初めに位田先

生がおっしゃったのも町野さんもそこまで誤解していることはないので、「人とは何ぞや」という原則論から始めましょうと位田先生はおっしゃっているわけではないんだと思うんです。それはもちろん、町野先生も十分にわかった上で発言されていて、実際のやり方としては、加藤先生がおっしゃったような、こうやってちゃんと事務局でもこういうふうに論点もきちんと整理してくださっているの、この中で町野さんがおっしゃったように緊急性を要するというんですか、必要度の高いものから一つ一つ議論をしながら、その中で大きな話を少しずつ考えていこうというものも全くそのとおりだと思います。

そうすると、それでもう話をやめればいいんですけれども、ちょっと余計なことを幾つか。

私は、この委員会には途中から入ってきた、遅れてきた青年でもないんだけど、老年なんです。それで、よくわからなかったわけです。ずっと「ヒト胚」、「ヒト胚」、「ヒト胚」と言う。何なんだろうかな。「生命倫理専門調査会」という大きな看板を掲げる割には、例えば、私は「生命倫理と法」という授業を法科大学院でやっているんですけども、こういう問題については余り不得意だから取り上げることはないんですが、取り上げたときに、例えば学生がこういう質問をする。物すごく素朴なんですけれども答えられないんです。これだけ受精卵について物すごくきっちりした規制をして議論をしているのに、「経済的理由により中絶」については何の議論もないというのは物すごくバランスを欠いているんじゃないんでしょうか。

こっちこそ何か——少子化対策にもなるんだし、もっといろいろ考えることは幾らでもあるんじゃないかと思って、きょう見ていたら、参考資料3というのがあるんです。この専門調査会の設置というので、(4)で生命倫理専門調査会というのは、「ヒトに関するクローン技術何とか何とかというの『等』生命倫理に関する調査・検討を行う。」だから、この「等」を無視して、これにずっとやってきたんです。私は専門が一応アメリカ法なんですけど、イギリスやアメリカの条文解釈はこうです、基本的に。ここへ例示されていたものにできるだけ——つまり、それを拡張しちゃいけないよというんですけども、本当に、これ一番初めの「生命科学の急速な発展に対応するため」ということで、この委員会ができていたんだら、もちろん、ヒト胚の問題は重要だと言えば重要なんですけれども、ほかにだって幾つでも重要な問題はあるので、それで、どうしてこういうふうに、このままでずっとこれから——これはだから、事務局のほうとしては⑦で「ヒト胚以外の生命科学研究に伴う新たな」というのでちゃんと配慮してくださっているのだと思うんですけども、こういう——しかし、最初のほうの課題だって、みんな一つ一つは重いわけですから、

だから、そんなにたくさんすることはできないというときに何を取捨選択するかというときの一番最初の、それこそ今原則と具体的個別事例と言っていますけれども、原則的な問題、そっちのほうの原則の話だって、どこかでやっていただきたいものだというふうに——何かすごく外部から発言しているような形で恐縮なんですけれども、それが1つです。

2つ目は、それと関係しているんですが、この「専門調査会」という名前が悪い。私みたいな専門家でないやつも入っているということはありますけれども、そんな自虐的なことを言うのはやめて、私のバイアスです。偏見なんですけれども、「センモンカ」は——「専門」で「化ける」というほうの「専門化」ですけれども、が往々にして日本では細分化にすぎないことのほうが多いんです。だから、さっき座長がおっしゃったように、技術の進展に応じていろいろなものが出てくるたびに、それにに応じて細かな何とかということでは対処して——しかも、また日本人の大半は真面目だから。真面目に一つ一つこうやって対処して、そうすると、それとそれとの間にまたバランスを欠くような話もだんだん出てきて、全部——そうすると、そもそも原則は何だったのかというような話になりかねない。そういう細分化だけ——細分化はある程度仕方がない。専門化というためには。しかし、細分化にとらわれ過ぎるといかぬのじゃないかというようなことを位田先生はおっしゃりたかったのかなという気がしています。

これでもうやめますけれども、それから3つ目ですが、これは研究に関する規制なんです。そうすると、一番初めのスタンスとしては、ここはもうそれこそ本当に大きく考えが分かれるところだと思うんだけど、私なんぞは、やはり憲法上もあえて言えばですが、「学問の自由」というのがはっきり書いてあるから、「学問研究の自由」というのがまずはあって、政府が介入して、何らかの形で規制をするんだったら、規制をするための理由と根拠と、それから、その手段と目的との相関関係と言ったらいいんですか。それをはっきりさせる必要がある。つまり、さっき森崎さんが研究者にとっても何ら指針がなくてというのは非常に不安でたまらないんだと。やはりある種のガイドラインがあってというのは、すごくいいことなんだと思うんですが、その研究指針の作り方として、私の物すごく雑駁な頭では2つあって、これはいいよ。逆に言うと、これしかよくないよという形で、限定列挙していくやり方と、そうじゃなくて、これは余りにひどいからやめてくれというのではっきりさせるやり方と2つあって、それで私は「学問研究の自由」というのは基本的な憲法上の原則でもあるんだから、やはりこれは悪いというのを限定列挙していくような話、そういう規制の仕方——今まではそうだったんだと言われれば、そうなのかもしれな

いんですが、そういうものを考えていく必要があるかなという。そうすると、何か倫理上の問題があると。「受精卵なんだから」というようなあいまいな言い方では済まないような気がしているんです、もはや既に。

それから——もう一つだけすみません。それで、位田先生は我が国の原則を明らかにしたいんだとおっしゃっているんですが、私もそれはそうだと思うんですけれども、生命科学については、もうもはや我が国の原則では済まないんじゃないかなという。いやいや、我が国が世界を支配することはできないから、だからそんなこと意味ないんですけれども。しかし、我が国だけで——こういう原則で、我が国だけはやりますと言ったって、そうすると、場合によっては、一番簡単なのは、つい最近もありましたけれども、研究者がアメリカへ行ってしまふ。アメリカでなくたっていいわけ。オーストラリアでもどこでもいいんですが。そういうような話になるだけなので、やはり我が国の原則であると同時に、何らかの——それは本当に無理な相談だと思うけれども、ほかの、いわゆる先進国だと思えますけれども、先進国等でどういう考え方があるかを——これは後のところで事務局の方もちゃんと説明をされて、海外の動向なんかもちゃんと見ていきながら。今までだってそういうことはあったと思えますが。そういうことのほうがむしろ重要なのかなというふうに考えます。

すみません、長時間になって。

(相澤会長) この専調がなぜヒト胚にこだわっているかということは、この専門調査会設立の経緯もあるのかと思います。山本参事官、簡単に今までもこの専調がヒト胚だけにこだわらず、もっと広く広げるべきではないかという議論が何回か出てきていると。整理したものがありますよね。ちょっとその流れだけは簡単に説明していただけますでしょうか。

(山本参事官) ごく簡単にご説明します。

きょう今までの専門調査会がなぜ——その前にヒト胚についてが主たる原因、主たる議論の内容だったということは、きょうの参考資料3にありますように、そもそも平成13年にこの調査会を設置をしたときの設置の調査会の所掌事務といいますか、これにこの「クローン法などに基づく特定胚の指針の策定など生命倫理に関するもの」。これだけ読むと、素直に読めば、生命倫理何でもできるようにも見えますが、やはり「クローン法に係るヒト胚の取扱い」というのが例示的に書いてあるということからも、これが中心であったということとです。

資料4については詳しくは説明いたしません、これを見ていただきますと、今までの調査会、あるいは総合科学技術会議でのいろいろなヒト胚に関する議論の流れが出ておりますけれども、これを見ていただいてもわかりますように、

このクローン法というのは平成12年にできて、その中で「ヒト受精胚の取扱いについては総合科学技術会議で検討する」ということが附則にうたわれていたと。それに基づいて、今日も何回か出ておりましたけれども、平成16年にクローン、ヒト胚の取扱いについての基本的考え方というのを総合科学技術会議でまとめて、これがその後のさまざまな指針等の運用のもとになっているということから、我が国の研究におけるクローン、ヒト胚の取扱いに関しては、総合科学技術会議が主体的にさまざまな議論をまずやって、それに基づいて具体的な指針ができていくということから、これを整備するに当たって、総合科学技術会議の議論というのがかなり大きなウエートを占めておりましたので、まさに日本国でこの研究を進めるに当たっては、こういう議論をこの調査会でもってやる必要があったということから、かなりの時間を今までここで割っていたということでもあります。

ただ、先ほど座長からもご紹介ありましたように、この調査会でも設置されてから、10年余たっておりますので、その間、それ以外の問題についても取り扱うべきではないかという議論が何回かあり、もう既に、そのころから委員をされている方はご記憶かもしれませんが、臨床研究の問題であるとか、あるいは遺伝子検査などの新しい技術について必ずしも日本で十分に議論されていない、あるいはルールができていないものについて、ここで議論の先鞭をつけるべきではないかという議論があったということもありましたけれども、ヒト胚に関する議論というのは、時間のかかることもあったので、なかなかそこまで時間がとれなかったということもありますけれども、そうしたことについて議論すべきであるという認識がこの調査会でもあったということは事実であるということでもあります。

（相澤会長）位田委員。

（位田専門委員）恐らく私と町野先生が一番古手のいろいろな経緯を経験した委員だと思うんですが、もともと省庁再編をする前に生命倫理委員会というのが、「総合」のつかない科学技術会議時代にございました。これは科技庁が事務を所掌するという形で。しかし、建前的には首相の諮問機関だったと思います。それがその省庁再編で総合科学技術会議ができ上がり、科技庁は文部科学省になったということです。私は省庁再編の前から生命倫理委員会の委員で、その後文部科学省の生命倫理・安全部会の専門委員なんかをしていましたけれども、当時出てきていた説明では、生命倫理関係の委員会ができて——まだ専門調査会という名前ではなかったんですけれども——委員会ができて、そこに文部科学省からだけではなくて、生命倫理に関係する問題はすべての省から諮問が上がってくると。したがって、厚生労働省も、場合によって経済産業省も、

ものによっては農水省からも上がってきて、ある意味ではここで生命倫理に関する全体の原則なり判断をするんだという説明を受けておりましたし、そのときにはそういう説明の図もありました。しかし、ふたをあけてみると実はそうではなくて、生命倫理専門調査会という、つまりある問題について調査をするための会議という位置づけになったわけです。

したがって、ある意味ではクローン胚、クローン法の問題が終われば、生命倫理専門調査会は一たんお開きになると。次に何か問題が出てきたときには、その問題について調査をする、というのがもともとの図式だったんだろーと思えます。そういう経緯、いろいろな細かい経緯はありますが、そういう経緯に縛られて、したがって、これまでのところはクローン法がベースになって、それに関連するヒト胚、特定胚を中心にして議論をする場になったんだろーと思えます。

それを井村会長のときに、やはり特定胚だけを議論していても実は問題は解決しないと判断された。したがって、ヒト胚全体を議論しましょうというので、あの平成16年の意見書をつくる3年間長々と議論しましたけれども、そういう議論ができるようになったわけです。

しかし、ある意味では、それは、これまた研究という枠がついておりましたので、臨床研究もしくは実際の臨床応用というところにこの調査会の権限は基本的には及んでいない。及ばないという理解なんだろーと思えます。

そういう意味で、本来なら、私は後でグローバル・サミットの話をしませけれども、ここが日本の最も基本的な生命倫理委員会だという位置づけであるにもかかわらず、実はこの調査会が持っている所掌権限というのは非常に限られたもので、まさにヒト胚だけに限定されているということになります。こういう国の生命倫理委員会、つまり国の一番上に立っている生命倫理委員会のあり方というのは、実はほかの国にはほとんどない形です。そういう意味では、できるだけ今後生命倫理専門調査会のイニシアチブによって議論をする枠をできるだけ広げていただいて、先ほど胎児の話もありましたけれども、あれも含めて、私は生命の始まりのことはきちんとここで議論をして、別に「人とは何ぞや」とか「人の生命は何ぞや」という哲学的な議論をするのではなくて、そこは樋口先生おっしゃっていただきましたけれども、どこで線を引くのか。その線を引く理由は何かということを中心にここで議論するんだと考えています。それができれば、後は応用問題で判断がつくのではないかという考え方を持っております。

(相澤会長) ただいまのような設立経緯もありまして、特定のところはかなり集中的に議論を進めているところではありますが、ただ、次第に視野を広げなけ

ればいけないということと、もう一つは、本質のところをもっと深めなければいけないという、この両方を責められているところだと思います。ですから、きょうの個別課題というところの最後のほうに出ているのは、その具体的な方向性としてこういうことも視野に入れるべきではないかということの提起なんです。ですから、議論を展開していくときに、いきなりすべてを扱うという考え方ではなく、そういう展開を視野に入れておくということでご理解いただければと思います。

それでは、ただいまの進め方について、ご意見ありませんでしょうか。

それでは、どうぞ。

(阿久津専門委員) 私は新参なので、今これまでのご意見で非常に自分でも勉強になりました。臨床研究への範囲、臨床応用への話題には基本的には及ばないということも含めて。

シンプルに考えてみると、まず当初は胚を扱うということで多く議論されていたんだと思います。平成16年の意見のベース、これをもってES細胞ができてES細胞の研究が、要するに研究者のためのガイドラインというものができて、それにのっかってどんどん進んでいった。最終的には派生的にiPS研究にも貢献したというふうに理解しております。

現在、まずES細胞なり多能性幹細胞も含めて、研究の進みぐあいが恐らくは当初予想していたよりも非常に早くどんどん多岐にわたっていったというのが現状なんだと思います。

それで、今度新たに出てきたのが胚を使うのではなくて、今度はあらゆる方法で胚がつくられるという可能性が現実的になってきたということで、今回のテーマの一つにもなっているのだと思うのですが、それが生殖医療を目的とするような——生殖、リプロダクティブなものを目的とするような、例えば人クローンについては、もう既に法律がありますけれども、例えば、ES・iPS細胞から生殖細胞をつくって、本来、当然ながら生殖というものに対しては全くもって一般的な研究者は想定していなく、その機能を評価するためにまず胚を作成したいというのが恐らく多くの方々の品格のある研究者の考え方だと思います。

ですので、それを一概にひっくるめて何か規制するということに対して、研究している者にとってはちょっと腑に落ちないというところがあると思うので、その辺も議論の1つのテーマだと思います。

もう一つは、例えば胚を使って作成したES細胞なりが今現在、もう既に欧米では臨床試験に使用されております。ですので、生命倫理の胚を扱うということからさらに発展的にその恩恵を受ける、享受することができる患者さんの

側の考え方も非常に重要になってくるんだというふうにも思っています。

E S細胞に関しても、例えば、骨折だったり、一般的な病気に対してこのE S細胞がどんどん扱われて、どんどん世界中に広まって使用方法も広まっていくのではなくて、本当に治療法がない、もうある意味時間との勝負の難病の方々、死と隣り合わせの方々に対して、この細胞があつたら助かる可能性が非常に高いですよという方々がいるというのが現実で、そういう方々に対して、じゃ、E S細胞を使った、あるいはi P S細胞を使った治療法、できるすべを考えていきましょう、あるいはそういうのを具体的に模索しているのが私自身でもあるんですけれども、そういったことも——それが今回のこの委員会での生命倫理の中に入るかどうかはわかりませんが、ただ、明らかに平成16年のときとは違うのが、それを享受されて受ける患者さんがもう具体的に目の前にいるというのが一つ大きなことなのかなというふうに思います。

(相澤会長) 大変重要なご指摘でありありがとうございます。

青野委員、どうぞ。

(青野専門委員) 今まで皆さんおっしゃったこと、それぞれ私も納得するところが多いんですけれども、これは何だかもうちょっと細かい話なのかもしれないんですけれども、今お話聞いていて思い出したのは、私も平成16年のころというのは向こう側で話を聞いていて、非常にインテンシブな議論をしたと思うんです、そのときに。対立点もすごくいっぱいあって、最後はかなりもめながらまとめていったということだったなという記憶があるんですけれども、すみません、私自身もそれをこの何年かの間に忘れていってしまった部分があると思うんですけれども、こういう議論をするときに、いつもよく思うのは、その前の非常にインテンシブにやった積み重ねの上に物が乗るんじゃないなくて、何だかまた一からやってしまいかねないみたいなことがあって、それがもったいないというふうに思うことが多いんです。

ですので、今確かにこの何年かで研究の進展が非常に早いので、そのときの基盤というのが変わってきたことがあると思うんですけれども、ただし、変わらないこともあるんだろうと思うんです。

そのこれまで積み重ねた議論とそのときに非常に例えば非常に論点になったことって多分あったと思うんです。今これは記憶で言っているのですが、本当にそれがそうだったかということはあるかと思いますが、当然のことながら起こることなので論点にもなったと思うんですけれども、例えば本当にヒトでやる必要があるのかと。動物で十分にやっただけでいいじゃないかという議論はあったと思いますし、あとそのときに規制の緩さ、厳しさの話がどこまで出たか今記憶にないですが、先ほど田辺委員がおっしゃいましたが、結局、

規制が厳し過ぎるから研究を邪魔するんだという議論というのは、この何年かの間に非常にあったわけですね。そういう点について、実際にどうだったのかということ、どうなのかも含めてですけれども、その辺を一応ざっとでもいいですけれども、まとめた上で議論をしていったほうがいいんじゃないかなというふうに感じたというのが私の今の感想なんです。

そういうふうに、こんな前回こういうことが議論になって対立的になって、結局のところ、それはどうだったのかというのがわからないままだと、また何だかもう一回それを議論しちゃうような気がするんです。わからないままのことはたくさんあるとは思いますが、ちょっとその辺を少し考えてみてはどうかなというのが私の感想です。

(相澤会長) 山本参事官、事務局としてただいまの整理はどうですか。ちょっと難しいところもあるかもしれないけれども、整理ができますか。

(山本参事官) ご承知のように平成16年の報告書はかなり長い間かけて議論をしていることになりますので、何回かいろいろな議論が輻輳したところもあるので、もうちょっと整理をしてみて、どういう議論があって、どういう結果、どういうまとめ方になったのかというのを整理をどこまでできるか工夫をしてみたいと思います。

(相澤会長) 今期の専調が始まる時に、位田委員、それから町野委員にそのときの議論の様子を整理していただいて、どこが対立点だったのかということまで整理はついているんですね。それ以上のものを……

(青野専門委員) ついていません。結論は……

(相澤会長) そうですか。そのときに、その整理は見かけ上対立しているように見える、そういう整理だったと思います。ところが、実はその背景は、きょうの原則論の理解と全く同じように根本から対立しているわけではなくてというところで落ちついているんです。そういうような整理が行われてはいるんで……

(青野専門委員) 実際にこの間の研究の進展に照らし合わせてどうかみたいなこと……。

(相澤会長) ですから、そこが今回の専調のスタートを切るときのスタートポイントであって、そのことをベースにしてヒアリングを始めていった。そこに新しい研究の進展状況が加わって、これまでの前提とした、あるいは結論となったところを変更するまでの状況なのかどうかという、そういった立ち位置で議論を進めてはきております。ただ、それをもう少し整理してみるということ自体は可能だと思いますので、山本参事官に次回までにまとめていただいております。

それでは、そのほかいかがでしょうか。

(加藤専門委員) 私は、国の委員会というのは余り知らないんですけども、外国で大きな国際プロジェクトの倫理対応のためのグループに幾つも入った経験があって、例えばヒトゲノム国際機構とか、国際幹細胞学会とか。ああいうのを見ていますと、やはり早いです、議論と結論出すのが。3年かけて1つの問題というのはないので、いろいろ思うところがあります。

それで、だから繰り返しですけども、阿久津委員がおっしゃった、今まさに研究は患者さんが待っているところまで行っているということや、それから研究自体は非常に早く進んでいるということが改めて私たちは肝に銘じて——だからといって、何でもかんでもやりましょうということでは絶対ないと思いますけれども、やはり日本として早く、しかし適切な対応をするということをやっぼど考えていかないと、また1つのことに3年というのでは、ちょっとまずいと思います。

(位田専門委員) 時間の問題は非常に私も重要だと思うし、その間に研究がどんどん進んでいくので、最初にした議論と1年後、2年後ではかなり状況も変わってくると思いますけれども、3年だから長いとか半年だったら短いとかということではなくて、私は先ほど「我が国の考え方」と申しましたけれども、ほかの国のことを全く考えるなど言っているのではなくて、どの国でもその国でどうするのかということや、ほかの国のことを見ながら一緒に考えている。私もそれは非常に重要だと思うので、日本だけが孤立して考えるということではないというのが1つです。

それから、いろいろな国で重要な問題を決めるときにはかなり時間をかけている。例えば、イギリスでバイオバンクをやるのに4年かけて、さらにもう一年待って、5年かかってやっとスタートしているわけです。

それから、フランスの生命倫理法なんていうのは、議論をずっとやって一応できてから5年後見直しと言っているのに10年かかって、さらに国民公聴会みたいなものも開いている。したがって、きちんと議論をするということのほうが重要で、それはできるだけ早いほうがいいけれども、だけど、時間に追いかけてまかれるような議論の仕方は、私はしたくないと思っています。

(吉村専門委員) 私は、平成16年の胚の取扱いに関する基本的考え方、これは非常によくやられていたんですけども、これはもうまさに時代と全く合っていない。これは何でかと申しますと、これはES——クローン、まずクローン規制法ができて、クローン人間をつくってはいけないという観点から、クローン技術についての規制をまず行った。それから、それに伴って再生医療に、それをES細胞をつくらうと。クローン胚からES細胞を樹立しようと思った

んですけれども、ヒトにおいては全くそれができていないという現実がもう明らかになってきて。ということは、この今の——その時代ではよかったかもしれないけれども、要するに胚の取扱いの基本的な考え方、ヒトにおいては全く当てはまらないと。マウスにおいては当てはまるかもしれないけれども。

となりますと、時代とともにこうやって変わってきていると。ですから、ES細胞を使おうと思っても、我々には使えないわけです、臨床応用では。要するに、クローン胚をつくらなければES細胞使えないわけですから。要するに、免疫的拒絶が起こりますから、先生に僕のクローン胚をつくっても戻すことできないわけですから。

ということは、どういうことになってくるかということ、やはりヒトとマウスは全く違うという現実が明らかになってきたんです。ですから、今齋藤先生は京都大学でiPSをつくられているかもしれないけれども、臨床にとっては物すごいステップがあるわけです。まずマウスにまた一回戻さないといけないわけですから、*vivo*に。*vitro*ではできないと。ということになってくると、非常にマウスでもそんな状況なわけですよ。そうすると、ヒトに対する応用ということ、果てしもないステップ、ハードルがあるということが現実的にわかってきたということになると、考え方も論点整理していただいたんですけれども、例えば①なんていうのは、もう現実において今のところ話しても、少し難しいかもしれないということになってきたわけです。そのようなことを一つ一つ押さえていくと、例えば2番をどうするかとか、3番をどうするかというようなことからやっていったほうがわかりやすい。この委員会としては物事が進めやすい。それは理想的な委員会だとは私は思っていないんです。

私は、この委員会は、ヒト胚でずっと平成元年から来ていますから、12年、16年から来ていますから、これはやらざるを得ないとは思いますが、本来なら、この専門調査会というのは、そういうことを話すところじゃないんじゃないか。これは、もう少し専門的な集団に任せたほうが私はいいのではないか。例えば、動物性集合胚をどうするかをここで話しても、私は結論が出ないような感じがします。

ある程度、例えばそれは文科省でやってもらうのか、どこでやってもらうのかわかりませんが、そういったところで検討してもらって、ここで最終的に判断をするというようなことでいいと思いますし、専門調査会のあり方はもう少し違ったこと。例えば、胚を——例えば、今問題となっている、例えば血清のマーカーでちゃんとスクリーニングしていいんですかとか、例えば着床前診断で例えば割球を1個取ってきて、それを例えばスクリーニングしていいんですかとか、そういうようなお話し合いをこういったいろいろな方がお見え

になる集団の中でやるというのは、僕は意味あると思うんですけども、例えば②とか③とかという問題をここでやっても何か結論が出ないような私は感じがするんです。だから、これはどうしても専門的な知識も必要ですし、そうなると、どうしてもヒアリングばかりになって、我々非常に勉強はするんですけども、何も決められないというようなことが起こってくるんじゃないかということが私は一番危惧しています。ただ、決して——まとめていただいたのは私は大変よくできていると思いますし、こういった論点も必要かもしれませんが、そういったことを少し考えていただけるとありがたいと、そんな感じがいたします。

(相澤会長) ありがとうございます。

いろいろと大変貴重なご意見いただきありがとうございます。次の回でどういう進め方をするかということを整理して、次に臨みたいというふうに思います。

それでは、第1の議題は以上とさせていただきます。

第2の議題ですが、第9回Global Summit of National Ethics Committeesの報告ということで、位田先生がご出席になりましたので、位田委員からその状況を報告していただきます。

(位田専門委員) 5分ということでお聞きしておりますので、少し資料は数が多いのですが、恐らく5分ではとても言い切れないと思われましたので、文字に書きました。

第9回の国家生命倫理委員会グローバル・サミットということなんですが、これは最初に開かれたのは1996年だったか1997年だったか、アメリカで開かれまして、アメリカと日本とフランスのそれぞれの国家生命倫理委員会の委員長が集まって、こういうものをやったらどうかというのが始まりでございます。

それ以降、大体2年に1回、実は国際生命倫理学会というのがあって、それとほぼ同時期に開くという形でやってきました。ここ数年は、少し時期がずれていたりしますが、そういうことで9回目のそれぞれの国家の生命倫理委員会の代表が集まる会議だということで、そういう意味で「グローバル・サミット」というふうに言っております。

ことはチュニジアの郊外のカルタゴで開かれました。

プログラムは、最後の2枚というか、4ページ目と5ページ目でございます。英語ばかりで申しわけありませんが、特に問題はないと思いますので、こういう議題で議論をいたしました。

その1枚目の3. 内容紹介のところの2)の公開講演では、哲学の先生が「医療における衡平」という、これは総論的なというか、少し哲学的なお話を

なさいました。

具体的な議論は、3) の第1セッションからめくっていただいて、最後の第8セッション、12) のところまで、それぞれセッションをつくって議論をいたしました。

今回のグローバル・サミットでは、前回第8回はシンガポールで開催され、私はシンガポールに出させていただきましたけれども、そこで一回一回やりっ切りでは意味がないので、事前にワーキンググループをつくって事前準備をして臨むようにしようということで、第1セッションの「感染症の治療と制御」、それから第2セッションの「バイオバンク」、それから少し飛んで、次のページの頭のところの、6) 第4セッションの「研究倫理」、それから、7) の第5セッションの「臓器移植」。この4つのワーキンググループができました。それぞれ報告書を出し、そこでさまざまな問題を指摘して、それをもとに意見交換をするという形をとっております。

私は、バイオバンクのグループに入れという要請があったので入りました。

一つ一つご紹介をしていると時間がありませんので、それぞれ話題になったものを箇条書きにそこに書き上げておきました。

第1セッションでは、作業部会の報告書が報告されて、特に質疑応答では、さまざまな感染症に係る問題が議論されました。

第2セッションのバイオバンクでは、先進国はバイオバンクはかなり進んでいるんですけれども、発展途上国はこれからやろうということなので、意見交換をいたしました。

研究倫理のほうでは、これも国によって研究倫理のあり方、ガイドライン等々異なりますので、こういう問題があるよということで、余り深い議論はできませんでした。

臓器移植については、作業部会の報告書は、かなりいい報告書だったと思いますけれども、いろいろな国の状況があり、特に臓器移植の提供者をふやすために何をするかという問題で、compensationを払っていいのかどうかということが最も大きな議論だったと思います。

他のセッションも、そういうふうにもいろいろな問題について意見交換をしたということでございます。私は、バイオバンクの作業部会に出て、バイオバンクの倫理ガバナンスの枠組みについてプレゼンをいたしましたのと、それから、1枚目の裏の11) のNECというのは、これはNational Ethics Committeeということですが、Market Placeというのがつくられて、各国の生命倫理委員会がどんな活動をしているかと紹介するというので、日本の生命倫理委員会、つまりこの生命倫理専門調査会でこういう議論をしたということをお話

ンの画面でご説明し、他方で、日本がどんなガイドラインを持っているのかということをおわかってもらったほうがいいと思ひまして、事務局にもお手伝いいたひだいて、英語版で出ているガイドライン、それからクローン法も英語で出ているので、それらを集めてプリント版とCD版を60ほどつくって全部配ってききました。

3 ページ目から、今回のサミットに関する若干の私見ということで、いろいろ思うところがありまして、今回のサミットの評価、もしくは意味合いについて書いています。最後のほうの10、11が今ご議論になっていた生命倫理専門調査会は何をするのかということとも関連いたしますので、時間とっていただくことになるかもしれませんが、少しお読みいただければと思ひます。

我が国の場合には、この生命倫理専門調査会とそれから文部科学省の生命倫理・安全部会があります。厚生労働省には生命倫理委員会とか倫理委員会とかという常設のものはないんですけれども、倫理問題を議論している。どこが我が国の生命倫理委員会なのかというのはなかなか説明が難しくて、私は内閣府が一番地位としては上なので、この専門調査会が国家生命倫理委員会だと思ひています。けれども、多くの国で厚生省、つまり医療のほうで倫理問題が非常にたくさんありますので、むしろ医療の分野で国家の倫理委員会というのがあって、そこが代表しているケースが非常に多くなっております。

そういう意味で、前回ぐらいからWHOがかなり前面に出てきて事務局をやり、それから準備作業もやり、今後ともステアリング・コミッティという名前になりましたけれども、常設の委員会をつくって、グローバル・サミットをできるだけ組織化をして、組織化というか、ネットワークをつくるということをお結論にして、最後のセッションを終えました。

若干超過しましたけれども、以上にさせていただきます。

(相澤会長) それでは、ご質問ございますでしょうか。

青木議員。

(青木議員) 位田先生、どうもありがとうございます。いつも位田先生のご報告は大変勉強になりまして、ありがとうございます。

位田先生への質問じゃなくて、むしろ事務局への質問かもしれないんですが、申しわけありません。さっきの参考資料3で、ここの生命倫理専門調査会というのは議論するものがこういう範囲ですということを確定したんですけれども、いつも位田先生のご報告も含めて、ほかのことも報告していただくので、別にここでもう少しさっきお話のあった、阿久津先生がおっしゃった臨床研究というのも非常に今重要になっているということで、周辺課題を少し議論するというのは別にやってはいけないということはないんですね。というのは確認でと

いうか。

(山本参事官) 先ほど申しあげましたように、この委員会の所掌範囲は生命倫理に関する調査・検討であります。もちろん、総合科学技術会議の中の委員会ですので、科学技術に関係するものということですが、別にヒト胚に限ったことではなくて、生命倫理に関する調査・検討を行うということ自体を妨げるものではないというふうに思います。

(青木議員) 今後もよろしく。

(相澤会長) よろしいでしょうか。

それでは、位田委員のご報告は以上とさせていただきます。

それでは、最後の議題ですが、生命倫理に関する海外調査の実施についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

(山本参事官) では、資料 4 で簡単にご報告をいたします。

今日ご議論いただきましたように、今後の新しい課題を含めた生命倫理に関することについて検討するに当たって諸外国でこういう新しい課題についてどういう対応をしているか、あるいはしようとしているか。あるいは背景になっている諸外国の法体系がどういうふうなものになっているかということを改めて体系的に調べるという趣旨で、今年度ここにありますような諸外国の動向に関する調査を行う作業を進めているところであります。

今後、あと半年ぐらいの間ですけれども、諸外国の関係機関に訪問調査を行ったり、あるいは文献調査などを行って、どういう状況になっているかということをつぶさに調べるということをしていきたいというふうに考えております。

調査自体は、調査実施機関を公募して決めますけれども、専門家の方のご支援をいただきながらやっていく必要がありますので、そうしたことをそういう体制で調査を実施していくということを現在計画しているところであります。

この成果を今後のこの調査会の審議に活用していくということを考えております。

以上です。

(相澤会長) これは総合科学技術会議が総括しております科学技術戦略推進費で調査研究を行うということですのでございます。この調査研究の推進に当たっては委員の皆さんにもいろいろとご協力いただく面が出てくるかと思っておりますので、その節はよろしくお願ひしたいと思っております。

ただいまのことに関してご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

どうぞ。

(森崎専門委員) こうした調査研究は、今回初めてではないと思うんですけれ

ども、時々思うのは、できた成果が結局一つ一つばらばらになっているような気がして、その辺も当然のことながら入札の際に十分考慮していいものが出てくるようお願いをしたいと思います。

(相澤会長) 大変重要なご指摘なんです。これは、他の調査項目もいろいろありまして、この戦略推進費を使って調査する場合には、十分に総合科学技術会議側の求めるところを明らかにして、委託する調査機関にその意を伝えてまとめていくということに、きちんと対応するようにしていきたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

以上で議題は終了でございます。事務局より何か連絡等ありますでしょうか。

(山本参事官) 今回の議事録につきましては、いつもと同じように皆様にご確認いただいた後に公開させていただきますので、よろしく願いいたします。

次回以降の日程につきましては、今調整中でありますので、決まり次第、またご連絡したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(相澤会長) それでは、これもちまして本日の専門調査会終了させていただきます。どうもありがとうございました。